

目につくところに掲示して下さい。

# 農薬は適正に使用し安全な農作物づくりを!

## (1) 登録農薬の使用基準を守りましょう

- ◎登録農薬の使用  
ラベルに農林水産省登録第〇〇〇〇号の記載がある登録農薬を使用して下さい。  
※「非農耕地用」の表示がある薬剤は農耕地(田畑・家庭菜園・庭木・草花等)では使用できません。
- ◎農薬使用基準の確認  
ラベルにて、①適用作物 ②使用量又は濃度 ③使用時期 ④総使用回数を確認して下さい。  
※農薬使用基準の最新情報は、農林水産省ホームページ内の農薬コーナー  
<http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/> でご覧いただけます。
- ◎農薬使用記録を残す  
使用した①月日 ②ほ場 ③作物 ④農薬名 ⑤使用量又は濃度などを記録しておきましょう。



## (2) 注意を守って安全な農薬散布をしましょう

- ◎農薬散布の際は、夏場でも必ず、農薬用の防除衣・マスク・ゴーグル・ゴム手袋・ゴム長靴を着用しましょう。
- ◎疲労している時、健康状態が良くない時、日中の高温時の散布作業はやめましょう。
- ◎長時間の散布作業は避けましょう。
- ◎散布時は風向き、天候に注意しましょう。



## (3) 食用農作物及び住宅周辺地に飛散が及ばないように農薬使用は注意しましょう

- ◎飛散が少ない形状の農薬の使用などにより、農薬の飛散を少なくしましょう。
- ◎風向きや天候に注意し、近隣に影響の少ない時間帯を選んで散布しましょう。
- ◎事前に散布日時・使用農薬・散布時の立ち入り禁止などの周知を心がけましょう。
- ◎全ての農薬に対して、残留農薬基準が設定されていますので、農薬散布をする時は、他の作物に農薬が飛散しないよう十分注意しましょう。



## (4) タンクやポンプ、ホース・噴口の洗浄を徹底しましょう

◎異なる作物を混在して栽培している圃場を同一の噴霧器を使用する場合、タンクおよびホース内に前回使用した農薬が残っていると、次回の散布時にそのまま散布され農薬の残留につながる恐れがあります。このため散布終了後、タンクおよびホース内の残液を抜ききれいに洗浄しておくことが必要です。

ボトルに付着した残液は3回洗い、使い切る!



## (5) 空容器、不要農薬の適正処理を心がけましょう

- ◎計画的に使い切り、不要農薬は出さないよう心がけましょう。
- ◎容器の残液は3回程洗浄し、使い切ってください。
- ◎空容器・不要農薬は、適正に処理して下さい。

## (6) 保管管理を徹底しましょう

- ◎直射日光を避け、涼しく乾燥した場所に保管しましょう。
- ◎鍵のかかる専用の保管庫を設置し、医薬用外毒物・劇物の表示をして下さい。
- ◎医薬用外毒物・劇物に該当する農薬は、その他(普通物)と分けて保管して下さい。

※農薬の使用、取扱について不明な点などがございましたら、農林事務所・農協・農薬販売店などにご相談下さい。

静岡県 静岡県下JA 静岡経済連 静岡県農薬卸商組合 静岡県農薬商組合連合会 静岡県植物防疫協会 関東農政局



切り取って農薬保管庫等に貼って下さい。

医薬用外毒物

医薬用外劇物